

長野県水素利活用検討プロジェクトチーム規程

令和6年2月2日

(名称)

第1条 本会は、長野県産業イノベーション推進協議会規約第6条第1項及び第2項の規定に基づき設置することとし、その名称を「長野県水素利活用検討プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という。）とする。

(目的)

第2条 プロジェクトチームは、長野県内における水素の利活用促進に向け、解決すべき課題の整理とその対応策の検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 長野県内における水素の利活用に当たって解決すべき課題の整理と、その対応策として必要となる政策の立案・実行に関する事。
- (2) その他、プロジェクトチーム長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第4条 プロジェクトチームは、議事内容等を踏まえ、プロジェクトチーム長が指定するメンバーで構成する。

- 2 プロジェクトチームには、プロジェクトチーム長及び副プロジェクトチーム長を置く。
- 3 プロジェクトチーム長は、産業労働部長をもって充てる。
- 4 プロジェクトチーム長は、必要に応じて、プロジェクトチームのメンバーから座長を指名することができる。
- 5 副プロジェクトチーム長は、プロジェクトチーム長を補佐し、プロジェクトチーム長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 副プロジェクトチーム長は、産業政策課長をもって充てる。

(運営)

第5条 プロジェクトチームは、プロジェクトチーム長が招集する。

- 2 プロジェクトチームの議事は、プロジェクトチームのメンバーの総意を持って決する。
- 3 プロジェクトチームのメンバーは、やむを得ない理由によりプロジェクトチームに出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 プロジェクトチーム長は、必要があると認める場合に、プロジェクトチームのメンバー以外の者をプロジェクトチームに出席させ、意見を求めることができる。
- 5 プロジェクトチームは、原則公開とする。ただし、プロジェクトチームにおいて公開が適当でないとする場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、長野県産業労働部産業政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの組織、運営、経費等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年2月2日から施行する。